



由岐地区・赤松地区の水道料金を改定し、 町内水道料金を統一します。 (令和3年4月から)



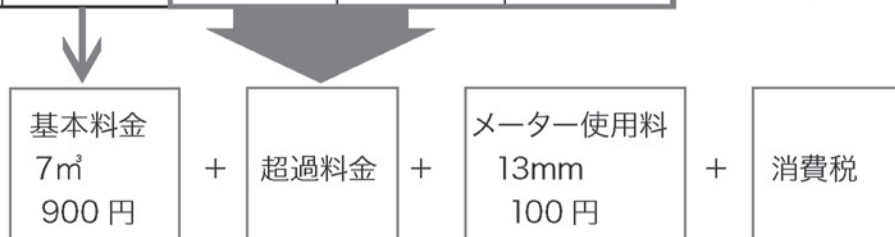
美波町の水道料金は、日和佐地区・由岐地区・赤松地区と3体系あり、不均衡な状態となっています。使用者間の受益と負担の公平性と、安定した水道事業の運営を図るため水道料金の統一が必要です。

令和3年4月1日から町内水道料金を統一します。なお使用者の急な負担増を緩和するために、5年間をかけて段階的に新料金へ移行していきます。由岐地区・赤松地区の使用者の皆様は新たな料金制度となりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

新料金(令和3年4月1日) ※令和3年6月請求分から

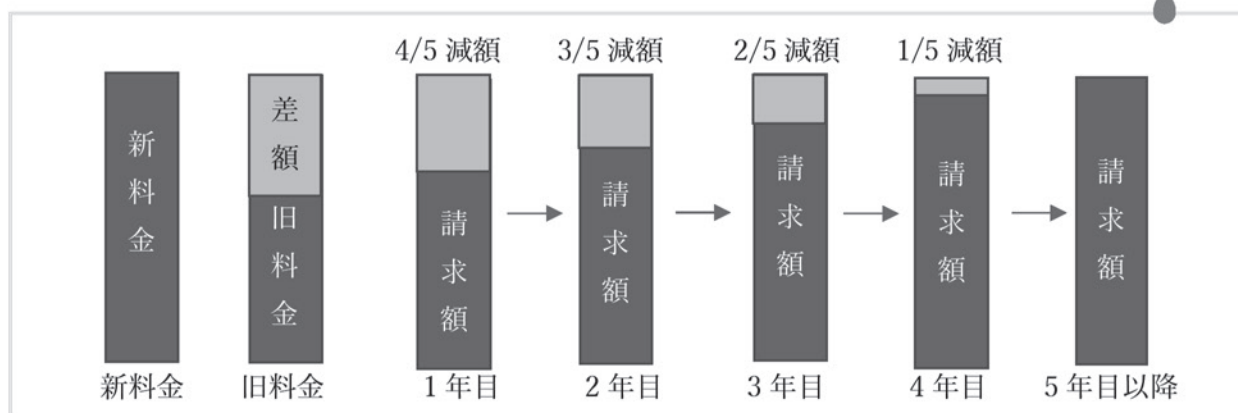
用途別	基本水量	基本料金	超過料金 (1m ³)		
			8～30	31～50	51以上
一般用	7m ³	900円	130円	150円	170円

水道料金請求内訳



—緩和措置について—

令和3年6月請求分から4年間、
新料金と旧料金の差額の、1年目は4/5、2年目は3/5、3年目は2/5、4年目は1/5を減額して請求となります。緩和措置が終了する5年目から新料金となります。



【お問い合わせ】 役場水道課 ☎ 77 - 0210

